

第3編 風水害対策

第1部 風水害予防計画

第1章 豪雨対策

第2章 崖崩れ、土砂災害対策

第3章 浸水対策

第4章 高潮対策

第5章 都市施設対策

第6章 防災行動力の向上

第1章 豪雨対策

第1節 東京都豪雨対策基本方針

第1 基本方針の位置づけ

東京都豪雨対策基本方針は、都が豪雨による水害に対する自助・共助・公助を合わせた総合的な治水対策の基本的な考え方を示すものであり、豪雨対策の5つの施策である「河川整備」、「下水道整備」、「流域対策」、「家づくり・まちづくり対策」、「避難方策」について、具体的な方向性を示すとともに、都民を含めたあらゆる関係者による取組を推進するための基本方針として位置づけられている。

第2 豪雨対策の目標

都内全域で気候変動を踏まえた年超過確率20分の1の規模相当の降雨に対応するものとし、目標降雨は、区部の場合は東京管区気象台（大手町）のデータから85mm/hとしている。

第2節 河川等の施設整備

第1 神田川の整備

都は、気候変動を踏まえた年超過確率20分の1の規模の降雨に対応できるよう、河川整備については、対策強化流域から先行して対策を進めていくこととし、流域対策による河川への流出抑制効果を含め、目標降雨に対し、河川からの溢水を防止していく。神田川流域では、調節池11か所（神田川1か所、善福寺川4か所、妙正寺川6か所）と分水路4か所が完成し、現在、文京区内では、船河原橋から江戸川橋までの間において、護岸整備・橋梁架替工事を進めている。

第2 調節池の整備

都は、50mm/hを超える降雨によって生じる洪水については調節池により対応することを基本とし、和田堀公園調節池、下高井戸調節池及び環状七号線地下広域調節池で調節池等の整備が進められている。

第3節 下水道の整備

75 mm/h降雨に対応する下水道施設整備に、流域対策を加え、目標降雨である85 mm/h降雨に対し、内水氾濫による被害を防止する。

整備の進め方については、早期に内水氾濫による被害を軽減するため、内水氾濫リスクが高い地区を重点化し、幹線や貯留施設などの基幹施設を整備する。

なお、現在文京区では、千石（市街地対策地区）において、75 mm施設整備を行っている。

第4節 雨水流出抑制施設の整備

第1 区道の整備

区は、雨水を地中に浸透させるため、透水性舗装、浸透柵等を設置している。

第2 公園等の整備

区は、雨水を地中に浸透させるため、浸透枳、浸透トレンチや縁石の嵩上げ等、一時貯留する施設を設置している。

第3 公共施設を活用した整備

区は、平成24年6月に都が策定した「緊急豪雨対策」に基づく「公共施設における一時貯留施設等の設置に係る技術指針」により、公共施設を活用した一時貯水施設等の設置を促進している。

第4 大規模建築に伴う整備

区は、一定規模以上の建築計画に際し、「文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱」に基づき、貯留・浸透施設の設置の協力を求めている。

第5 小規模民間施設等への流域対策の促進

区は、中小企業や個人住宅等への雨水貯留施設（雨水タンク）の設置を促進するため、設置費用を助成している。

第5節 水防災監視システム等の整備

区では、水防対策として、水防災監視システムの運用により、神田川の水位情報や区内の雨量情報を収集している。

システムで収集した情報は、防災ポータルや防災アプリ、区ホームページ等を通じて、広く区民等に周知する。

また、水防災監視システム等で把握した情報を総合的に判断し、適切な対策がとれるよう、機器の操作マニュアルを作成するほか、関係部署の職員に対し、システムの取扱方法の研修等を行う。

第1 降雨量の把握

区内に設置した6か所の雨量計の観測データ、新宿区・中野区との協定に基づく神田川上流区の雨量計の観測データを、防災センターの水防災監視システムで常時把握している。

【雨量局設置場所】

No	雨量局	設置場所	1時間 注意雨量	1時間 警戒雨量
1	大塚児童館	大塚六丁目22番19号	30mm	50mm
2	第一中学校	小石川五丁目8番9号	30mm	50mm
3	駕籠町小学校	本駒込二丁目29番6号	30mm	50mm
4	保健サービスセンター本郷支所	千駄木五丁目20番18号	30mm	50mm
5	柳町小学校	小石川一丁目23番16号	30mm	50mm
6	文京総合福祉センター	小日向二丁目16番15号	30mm	50mm

第2 神田川の水位の把握

区内の神田川の護岸に設置した2か所の水位計の観測データ及び新宿区・中野区との協定に基づく神田川上流区の水位計の観測データを、防災センターの水防災監視システムで常時把握している。

また、区内の神田川護岸（隆慶橋及び飯田橋）の河川監視カメラを使用し、水防災監視システムや東京都水防災総合情報システム等で神田川の水位を常時把握している。

【水位計設置場所】

No	水位計（区）	設置場所	護岸天端からの距離	
			警戒水位	危険水位
1	一休橋	関口一丁目25番	2.47m	—
2	華水橋	水道二丁目9番	2.40m	1.20m
3	白鳥橋	新宿区新小川町七丁目17番	2.20m	—
4	隆慶橋	後楽二丁目3番	2.62m	1.73m

No	水位計（都）	設置場所	川底からの距離	
			氾濫危険水位	氾濫発生水位
1	飯田橋	後楽一丁目2番	4.33m	5.93m

第3 神田川付近のサイレンの吹鳴

1 サイレン吹鳴水位とサイレン設置場所

水位計			サイレン設置場所
設置場所	護岸天端下距離		
	警戒	危険	
華水橋 (水道二丁目9番)	約2.4m	約1.2m	神田川ほとりに花咲く保育園敷地、関口一丁目児童遊園、古川橋付近
隆慶橋 (後楽二丁目7番)	約2.62m	約1.73m	小桜橋付近、白鳥橋付近、隆慶橋付近

2 サイレン吹鳴時間

警戒	10秒吹鳴、5秒休み、10秒吹鳴の動作を3分間継続する。
危険	20秒吹鳴、10秒休み、20秒吹鳴の動作を5分間継続する。

第4 水防災監視システムの更新及び運用

1 システムの更新

区では、常に正しい情報を把握するため、システム更新後5年を目途に、再更新について検討する。

2 システムの運用

近年、大都市を中心に突発的な集中豪雨が多発している。いつ起こるか分からない

集中豪雨等に対応するため、雨量計、水位計、河川監視カメラ等の観測設備、防災センター内の中央処理装置、監視用パソコン等の設備を良好な状態に保ち、常に正確な情報の収集・提供に努める。

第6節 避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む。）

【第2編／第1部／第8章／第2節／第2 避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む。）（157 ページ）】参照

【第3編／第1部／第6章 防災行動力の向上（236 ページ）】参照

第7節 気象情報の収集・伝達

第1 情報の収集

気象庁や民間気象情報会社等から、気象情報を入手した場合は、必要に応じて、防災関係機関に情報提供を行う。

第2 区民等への伝達

区は、入手した気象情報等について、防災ポータルや防災アプリ、CATVへの河川情報送信システム等を活用し、区民等に周知する。

第8節 防災職員住宅の設置

区は、職員の勤務時間外における初動態勢の充実強化を図るため、防災職員住宅を設置している。防災職員住宅の職員に対しては、災害時に適切にシステム機器が活用できるよう、操作方法等に関する研修等を行っている。

第2章 崖崩れ、土砂災害対策

第1節 崖崩れ対策

第1 崖・擁壁の整備に対する指導と助成制度の活用

崖・擁壁は、所有者の責任において自主的に管理され、かつ、安全に維持されなければならない。

今後、崖地に建築物や擁壁等を新たに建築する場合は、建築主及び設計者に対して建築基準法及び東京都建築安全条例に基づく指導の徹底を図っていく。

また、区は、安全確保のため必要に応じて適切な指導を行うとともに、崖等整備資金助成の活用を図り、所有者に対して改修を促していく。

第2節 土砂災害に関するソフト対策

第1 水害・土砂災害実施要領の策定

土砂災害に対する警戒避難態勢の充実を図るため、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）及び「土砂災害警戒避難ガイドライン」（国土交通省）に基づき、区の地域特性等を踏まえ、「文京区水害・土砂災害対策実施要領」を策定している。

第2 土砂災害警戒区域等の基礎調査、指定等

都は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果に基づき、令和5年11月時点で土砂災害警戒区域106箇所、うち、土砂災害特別警戒区域63箇所を区内で指定した。

区は、都が指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に基づいて文京区土砂災害ハザードマップを作成し、区民に土砂災害の危険性を周知する。

第3 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への対応

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に施設の名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者が円滑かつ迅速に避難の確保を図るため、避難確保計画を策定するとともに、当該計画に基づいた訓練の実施が義務化されている。

なお、当該計画を作成した場合は、遅滞なく区に報告しなければならない。

区は、対象となる要配慮者利用施設対して、施設の避難体制の構築を図るため、避難確保計画の作成及び訓練の実施を支援していく。

〈資料編 第3-14 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 P103〉

第4 土砂災害ハザードマップの作成

区は、区内における土砂災害警戒区域及び特別警戒区域や避難所、避難情報等を掲載した土砂災害ハザードマップを作成し、区民等に広く周知することで、土砂災害対策への意識啓発を図る。

〈資料編 第2-4 文京区土砂災害ハザードマップ P71〉

第3章 浸水対策

第1節 円滑かつ迅速な避難の確保

文京区水害ハザードマップや文京区防災ガイド等を区民等に広く周知し、避難所、垂直避難場所及び避難経路の確認を行うとともに、災害時に迅速に対応できる態勢をとることができるよう啓発を行う。

第2節 水害・土砂災害対策実施要領の策定

水害に対する警戒避難態勢の充実を図るため、「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)及び「土砂災害警戒避難ガイドライン」(国土交通省)に基づき、区の地域特性等を踏まえ、「文京区水害・土砂災害対策実施要領」を策定している。

第3節 浸水想定区域内の地下街等又は要配慮者利用施設の把握及び周知

区は、浸水想定区域内に地下街等又は要配慮者利用施設その他特に防災上配慮する必要があると認められる施設がある場合、これらの施設の名称及び所在地をあらかじめ把握し、避難情報等の情報伝達体制を構築するとともに、施設等について区民等に周知する。

〈資料編 第3-13 浸水想定区域内の要配慮者利用施設 P100〉

〈資料編 第3-15 浸水想定区域内の地下街等 P104〉

第4節 浸水想定区域内の地下街等の管理者による計画の策定及び訓練の実施

水防法に基づき、浸水想定区域内に位置し、本計画に施設の名称及び所在地が定められた地下街等の管理者は、当該施設の利用者が円滑かつ迅速に避難の確保を図るため、避難確保・浸水防止計画を策定するとともに、当該計画に基づいた訓練の実施が義務化されている。

なお、当該計画を作成した場合は、遅滞なく区に報告しなければならない。

区は、対象となる地下街等に対して、施設の避難体制の構築を図るため、避難確保・浸水防止計画の作成及び訓練の実施を支援していく。

第5節 地下空間管理者による情報判断

地下を利用している施設の管理者は、日頃から浸水実績や浸水想定区域図を基に、当該地下利用施設の浸水の危険性を把握し、避難誘導経路の確保に努める。

また、気象庁等から提供される降雨に関する情報等を積極的に活用するとともに、出口付近の地盤高を目安にして、早めの警戒策を講じる。

第6節 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への助言・勧告

水防法に基づき、浸水想定区域内に位置し、本計画に施設の名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者が円滑かつ迅速に避難の確保を図るため、避難確保計画を策定するとともに、当該計画に基づいた訓練の実施が義務化されている。

なお、当該計画を作成した場合は、遅滞なく区に報告しなければならない。

区は、対象となる要配慮者利用施設に対して、施設の避難体制の構築を図るため、避難確保計画の作成及び避難訓練の内容について助言・勧告を行う。

第7節 防災拠点施設の点検及び浸水対策

区は、河川氾濫や内水氾濫時を踏まえ、災害時に防災拠点として使用する施設（文京シビックセンターや避難所、水防倉庫等）における浸水状況等を点検し、必要に応じて施設の床面・機器の嵩上げ、止水壁・止水板の設置等の対策を推進する。

第8節 水防資器材等の整備

区は、水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び水害対策用土のうの整備並びに輸送の確保に努める。

〈資料編 第4-3 水防用備蓄資器材一覧表 P115〉

〈資料編 第4-4 水害対策用土のう堆積場所一覧表 P116〉

第9節 水害、洪水ハザードマップ

第1 水害ハザードマップ

区は、区内における神田川の氾濫及び下水道の溢水により、浸水が想定される区域や浸水深等を掲載した水害ハザードマップを作成し、区民等に広く周知することで、浸水対策への意識啓発を図る。

〈資料編 第2-2 文京区水害ハザードマップ P67〉

第2 洪水ハザードマップ

区は、区内における神田川及び荒川の氾濫により、浸水が想定される区域や浸水深等を掲載した洪水ハザードマップを作成し、区民等に広く周知することで、洪水対策への意識啓発を図る。

〈資料編 第2-3 文京区洪水ハザードマップ P69〉

第4章 高潮対策

第1節 円滑かつ迅速な避難の確保

都は、東京湾沿岸（東京都区間）を、高潮により相当な損害が生じるおそれがある海岸（水位周知海岸）として指定し、高潮による氾濫が発生する危険性の周知基準となる高潮特別警戒水位を令和2年度に定めたことから、文京区高潮ハザードマップによって、高潮特別警戒水位や高潮浸水想定区域等を区民に広く周知し、避難所や垂直避難場所及び避難経路の確認を行うとともに、災害時に迅速に対応できる態勢をとることができるよう啓発を行う。

第2節 水害・土砂災害対策実施要領の策定

高潮に対する警戒避難態勢の充実を図るため、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）及び「土砂災害警戒避難ガイドライン」（国土交通省）に基づき、区の地域特性等を踏まえ、「文京区水害・土砂災害対策実施要領」を策定している。

第3節 高潮浸水想定区域内の地下街等又は要配慮者利用施設の把握及び周知

区は、浸水想定区域内に地下街等又は要配慮者利用施設その他特に防災上配慮する必要があると認められる施設がある場合、これらの施設の名称及び所在地をあらかじめ把握し、避難情報等の情報伝達体制を構築するとともに、施設等について区民等に周知する。

〈資料編 第3-13 浸水想定区域内の要配慮者利用施設 P100〉

〈資料編 第3-15 浸水想定区域内の地下街等 P104〉

第4節 高潮浸水想定区域内の地下街等の管理者による計画の策定及び訓練の実施

水防法に基づき、浸水想定区域内に位置し、本計画に施設の名称及び所在地が定められた地下街等の管理者は、当該施設の利用者が円滑かつ迅速に避難の確保を図るため、避難確保・浸水防止計画を策定するとともに、当該計画に基づいた訓練の実施が義務化されている。

なお、当該計画を作成した場合は、遅滞なく区に報告しなければならない。

区は、対象となる地下街等に対して、施設の避難体制の構築を図るため、避難確保・浸水防止計画の作成及び訓練の実施を支援していく。

第5節 地下空間管理者による情報判断

地下を利用している施設の管理者は、日頃から浸水実績や浸水想定区域図を基に、当該地下利用施設の浸水の危険性を把握し、避難誘導経路の確保に努める。

また、気象庁等から提供される情報等を積極的に活用するとともに、出口付近の地盤高を目安にして、早めの警戒策を講じる。

第6節 高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設への助言・勧告

水防法に基づき、浸水想定区域内に位置し、本計画に施設の名称及び所在地が定められた

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者が円滑かつ迅速に避難の確保を図るため、避難確保計画を策定するとともに、当該計画に基づいた訓練の実施が義務化されている。

なお、当該計画を作成した場合は、遅滞なく区に報告しなければならない。

区は、対象となる要配慮者利用施設に対して、施設の避難体制の構築を図るため、避難確保計画の作成及び避難訓練の内容について助言・勧告を行う。

第7節 高潮ハザードマップ

区は、台風等による高潮の影響により、神田川が氾濫することで浸水が想定される区域や浸水深等を掲載した水害ハザードマップを作成し、区民等に広く周知することで、浸水対策への意識啓発を図る。

〈資料編 第2-5 文京区高潮ハザードマップ P85〉

第5章 都市施設対策

第1節 道路及び交通施設等

第1 道路施設の整備

1 区

(1) 橋梁等

神田川の護岸整備に合わせて実施される白鳥橋及び隆慶橋の架替工事等について、都及び新宿区と情報共有に努める。

また、溢水防止のため、防水扉等の定期点検を行うとともに、区職員による操作訓練を行う。

(2) 水防用土のう置き場（土のうステーション）

道路等からの浸水防止対策として、水防用土のう置き場を整備する。

2 警察署

風水害による交通信号等の施設の被害を防止し、交通の安全を確保するため、次の要領により整備を行う。

- 表示板等、風圧を受けるおそれがある施設の取付けは、必要最小限度とする。
- 信号施設の維持管理の適正を期するため、年2回の定期点検及び風水害発生直後の特別点検を実施する。

3 首都高速道路

(1) 供用中の高速道路及び附属施設

排水ポンプ、電気設備、通信設備等の諸設備について、定期的に点検を行い、安全を確保する。

(2) 工事中の道路及び附属施設

常に現場の整理を行い、災害に対する各種資材等の需給計画を策定し、安全を確保する。

第2 都営地下鉄

1 駅出入口の浸水防止設備

駅出入口及びエレベーター出入口には、止水板を設置している。

2 強風対策

強風に対しては、総合指令庁舎屋上及び新宿線荒川橋梁上に風速計を備え、各指令区が常時監視している。

第3 東京地下鉄

1 駅出入口の浸水防止設備

駅出入口及びエレベーター出入口には止水板を設置し、定期的な訓練、点検整備により、対応能力の向上及び機能維持を図っている。

2 トンネル内浸水拡大防止設備

河川の氾濫、洪水、高潮等によるトンネル内浸水による被害の拡大に備え、トンネルの全断面を閉鎖できる防水ゲートを設置して、都心への被害が拡大するのを防止している。

3 トンネル内排水設備

トンネルの勾配の低い箇所にポンプ室を設け、それぞれ毎分1 m³/minの排水量のポンプを3台設置して、トンネル内の排水を行っている。

4 強風対策

強風に対しては、地上区間の主要6橋梁部に風速計を設置し、風速監視装置に表示される風速を基に、運転規制を行っている。

第4 屋外広告物等に対する規制

【第2編／第1部／第2章／第2節／第2／3／(1) 屋外広告物等に対する規制(55ページ)】参照

第2節 ライフライン施設

第1 電気施設（東京電力）

1 系統連携の強化

電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。

2 電気施設の災害対策

(1) 浸水対策

施設名	安全化対策等
変電設備	浸・冠水のおそれがある箇所は、床面の嵩上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の困難な箇所では屋内機器の嵩上げを実施する。 また、屋外機器は基本的に嵩上げを行うが、嵩上げ困難なものは、防水・耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて実施する。
配電設備	浸・冠水のおそれがある供給用変圧器室は、変圧器の嵩上げ等による防水対策を実施する。
地中送配電設備	地中埋設設備については、浸水対策を施している。

(2) 強風対策

強風に対しては、各施設とも計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

3 日常における電気設備の保守点検

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）及び自家用需要者を除く一般需要者の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修を行っている。

第2 ガス施設

1 ガス施設の定期検査

ガス事業法の規定に基づいたガス施設の定期検査を実施する。

第3 水道施設

1 水道施設のバックアップ機能の強化

浄水場等が停止しても可能な限り給水できるよう、浄水場と給水所との間や各給水所を結ぶ広域的な送水管のネットワーク化を進めていくとともに、特に重要な幹線については二重化を進めるなど、水道施設全体のより一層のバックアップ機能の強化を図っている。

2 水道施設の浸水対策

浸水被害のおそれがある水道施設については、施設の機能維持を図るため、出入口等に止水堰の設置、施設の嵩上げ等の浸水対策を実施している。

3 水道施設の監視及び点検

風水害による上水道施設の災害防止のため、平素から各施設について監視及び点検を実施している。

第4 下水道施設

1 施設整備

下水道幹線やポンプ所など基幹施設を計画的に整備し、雨水を排除する能力を向上させることで浸水被害を軽減するため、「経営計画2021」及び「下水道浸水対策計画2022」を策定し、特に浸水の危険性の高い地区を対策地区として重点化し、対策を進めている。

2 気象情報の把握と情報提供

レーダー雨量計システムからの降雨情報を「東京アメッシュ」としてホームページに掲載するとともに、GPS機能による現在地表示が可能なスマートフォン版を配信

することなどにより、きめ細やかな降雨情報を、リアルタイムで配信している。

3 防災意識の啓発

都民用「浸水対策リーフレット」を発行し、都民が自らできる浸水への備えの紹介や降雨情報の提供(東京アメッシュ)並びに関係機関の連絡先等を紹介する。

第5 通信施設

迅速かつ的確な情報の伝達を図るため、災害による通信施設の被災を最小限に止め、また、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

第6章 防災行動力の向上

第1節 自助による区民の防災力の向上

区民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

区民が実施する必要のある防災対策

- 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとる。
- 早期避難の重要性を理解しておく。
- 日頃から天気予報や気象情報等に関心を持ち、よく出される気象注意報等や、被害状況等を覚えておく。
- 区が作成するハザードマップ等で自分の住む地域の地理的特徴や住宅の条件等を把握し、適切な対策を講じる。
- 貴重品や生活必需品、飲料水、保存食、衣料品、携帯ラジオ等の非常持出用品及び雨具やヘルメット等の避難用具の準備をしておく。
- 買い物や片付け、ローリングストックなど、日頃の暮らしの中でできる災害への備えを実施する。
- 災害による道路寸断等で孤立する可能性に備えて、普段から備蓄を心掛ける。
- 台風等が近づいたときの対策や避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 風水害の予報が出た場合、安全な場所にいる際は避難所に行く必要がなく、むやみな外出を控えたり、又は危険が想定されれば事前に安全な親戚・知人宅等に避難するなど、必要な対策を講じる。
- 「東京マイ・タイムライン」等を活用し、避難先・経路や避難のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておく。
- 都や区、国がインターネットやスマートフォン等に配信する、雨量、河川水位情報及び河川監視画像を確認する。
- 気象情報や区の避難情報等をこまめに確認し、適切な避難行動をとる。
- 都や区が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- 町会・自治会等が行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりを取り除くなど、水害対策を協力して行う。
- 避難行動要支援者がいる家庭では、区の定める要件に従い、差し支えがない限り、区が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供に同意し、安否確認者を指定して円滑かつ迅速な避難に備える。

第2節 区民の防災意識の啓発

区及び防災関係機関は、以下の広報内容を基準とし、区民等への広報を実施することにより、防災意識の向上に努める。

【第2編／第1部／第1章／第2節／第1／2 防災意識の啓発（36ページ）】

広報内容の基準

- 家庭での風水害対策
- 避難指示等に関する取扱い
- 災害情報の入手方法
- 応急救護の方法
- 避難するときの注意
- 土砂災害に対する心得
- 台風時の風に対する対策
- ゲリラ豪雨対策
- 竜巻に対する備え
- 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
- 組織の育成方法や防災行動力の向上方法
- 台風・津波・高潮・集中豪雨に関する一般知識
- 各防災機関の風水害対策

第3節 区民防災組織等の防災力向上

【第2編／第1部／第1章／第2節／第2 区民防災組織等の防災力向上（39ページ）】
参照

第4節 マンション防災における自助・共助の構築

【第2編／第1部／第1章／第2節／第3 マンション防災における自助・共助の構築（40ページ）】参照

第5節 事業所による自助・共助の強化

第1 区

風水害時において、事業所が自らの組織力を活用した活動ができるように、平常時から防災に関する情報提供を行うとともに、自発的な防災訓練の実施等を指導・支援し、防災行動力の育成・強化を図る。

第2 消防署

風水害を想定した自衛消防訓練等の指導を推進し、事業所の自衛消防隊の活動能力の充実、強化を図る。

第3 事業所

事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して、風水害時に事業所が行うべき活動内容を定めるとともに、活動組織体制の確立、育成に努め、地域の防災力の向上に寄与する。

第6節 水防訓練の実施

水防法等に基づき、河川の溢水、堤防の決壊による氾濫等に的確に対処するため、水防工法の習熟等を目的とした訓練を、区、消防署（小石川、本郷）、消防団（小石川、本郷）その他防災関係機関等が連携して、原則として、年1回以上、台風上陸時期の前に実施する。

訓練項目
○部隊編成訓練
○文京区災害対策本部運営訓練
○情報通信訓練
○水防工法訓練
○救助・救急訓練
○その他水災時の活動に必要な訓練

第7節 ボランティア体制の整備

【第2編／第1部／第1章／第2節／第6 ボランティア体制の整備（44ページ）】参照

第8節 区及び防災関係機関、区民、事業所等の連携

【第2編／第1部／第1章／第2節／第7 区及び防災関係機関、区民、事業所等の連携（46ページ）】参照

第9節 区立学校（園）等における防災対策

【第2編／第1部／第4章／第2節／第6 応急教育及び応急保育（101ページ）】参照